

議案第3号

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月9日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋川涉

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第13条第1項第2号中「265,000円」を「270,000円」に、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改め、同条第3項を削る。

第14条中「第2号まで」の次に「、及び同条第2項」を加える。

附則第12条の見出し中「平成28年度」を「平成29年度」に改め、同条中「平成28年度」を「平成29年度」に、「第13条又は第14条」を「第13条又は第14条に規定する基準に従い」に、「第13条若しくは第14条又は附則第13条、附則第14条、附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第22条、附則第23条、附則第24条、附則第25条若しくは附則第26条」とする。」を「平成22年度から平成27年度までの各年度においては、第13条若しくは第14条又は附則第13条、附則第14条、附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第22条、附則第23条若しくは附則第24条までに規定する基準に従い、平成28年度においては、第13条若しくは第14条又は附則第13条、附則第14条、附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第22条、附則第23条、附則第24条、附則第25条、附則第26条若しくは附則第27条までに規定する基準に従い、平成29年度においては、第13条若しくは第14条又は附則第13条、附則第14条、附則第15条、附則第16条、附則第17条、附則第18条、附則第19条、附則第20条、附則第21条、附則第22条、附則第23条、附則第24条、附則第25条、附則第26条、附則第28条、附則第29条若しくは附則第30条に規定する基準に従い、」とし、「あっては、」とあるのは「あっては、それぞれ」とする。」に改める。

附則に次の6条を加える。

（平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第27条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、

これを切り捨てる。) とする。

(平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第 28 条 平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 13 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」とする。

2 前項の規定は、平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 13 条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合においては、適用しない。

(平成 29 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第 29 条 平成 29 年度における基礎控除後の総所得金額等が 580,000 円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を控除して得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 30 条 平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 14 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者（前条第 1 項第 1 号から第 2 号まで、及び同条第 2 項の規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 並びに同条第 2 項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 7」とする。

(平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 31 条 平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定について第 11 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 13 条又は第 14 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 30 年度においては第 13 条若しくは第 14 条又は附則第 28 条若しくは附則第 32 条に規定する基準に従い、平成 31 年度においては第 13 条若しくは第 14 条又は附則第 28 条に規定する基準に従い、」とし、「あっては、」とあるのは「あっては、それぞれ」とする。

(平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料賦課の特例)

第 32 条 平成 30 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第 14 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「限る。」について、法第 52 条のい

ずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。